

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月14日（平成29年（行情）諮問第331号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行情）答申第320号）

事件名：特定日に開催された医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部  
会配布資料の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年特定月日開催，医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会で話し合われた，議題「精神保健指定医の行政処分等について」に関する内容」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「平成28年特定月日開催の医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会配布資料」（以下「本件対象文書1」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定について，諮問庁が「平成28年特定月日開催，医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会議事録」（以下「本件対象文書2」という。）及び「平成28年特定月日A付け精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（以下「精神保健福祉法」という。）第19条の2第2項の規定による精神保健指定医に対する指定の取消し又は職務の停止の処分及び同法第18条第1項の規定に基づく精神保健指定医の指定について（答申）」（以下「本件対象文書3」といい，本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し，その一部を不開示とすべきとしていることについては，本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定すべきとしていることは妥当であるが，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表1の7欄及び別表2の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成29年2月15日付け厚生労働省発障0215第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求の趣旨

(ア) 部分開示の決定につき、不開示部分の開示を求める。

(イ) 部分開示された、平成28年特定月日A開催の医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会配布資料以外の内容について開示を求める。

イ 審査請求の理由

(ア) 不開示とした部分とその理由について（甲1号証）

平成29年2月15日付け行政文書（厚生労働省発障0215第5号）によると、特定個人の氏名、生年月日、住所、処分に関する内容、診療録等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とした。

また、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の資料の一部については、国の機関の内部における審議における情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であり、法5条5号に該当するため不開示とした。

さらに、配布資料の記載内容の一部については、国の機関が行う精神保健指定医の指定業務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。

(イ) 法5条1号に該当しないこと

平成28年特定月日A（特定曜日）に開催された「医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査会」の答申を踏まえ、厚生労働省が行った精神保健指定医に対する行政処分では、処分を受けた者に関して、特定個人の氏名、年齢、住所、処分に関する内容、処分の対象となった症例を実務経験した医療機関名と所在都道府県などが、法令の規則により又は慣行として公にされている。（甲2号証）したがって、法5条1号イ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。診療録とされた内容は、個人に関する情報ではなく、処分を受けた者が診療録に記載した回数などの情報であると考えられ、法5条1号に述べられている、個人に関する情報であって、該当情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当しない。

以上より、法5条（行政文書の開示義務）に従い開示請求者である本審査請求を行った者に対して、不開示とした部分を開示しなければならない。

（ウ）法5条5号に該当しないこと

厚生労働省は、平成28年特定月日A（特定曜日）に開催された「医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査会」の答申を踏まえ、同日に、対象となった精神保健指定医に対して行政処分を行っている（指定取消処分の効力発行日は、平成28年特定月日B）。したがって、不開示とした情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であると言えない。

法5条5号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を対象としているのであって、不開示とした部分はすでに決定され効力が発行した処分に関する情報であり、意思形成過程にない情報であり、法5条5号より公開が適当でないといわれる情報には該当しない。

この点について、高松高裁平成17・1・25判タ1241号184頁は、法5条5号の趣旨および各要件の意義または解釈について判示をしている（甲3号証）。

（エ）法5条6号柱書きの不開示情報に該当しないこと

法5条6号柱書きは、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、イ、ロ、ハ、ニ及びホを挙げている。配布資料の記載内容の一部については、国の機関が行う精神保健指定医の指定業務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する、とされているが、国の機関が行う精神保健指定医の指定業務に関する情報は、イ、ロ、ハ、ニ及びホのいずれにも該当しない。

したがって、配布資料の記載内容の一部である、国の機関が行う精神保健指定医の指定業務に関する情報は法5条6号柱書きの不開示情報に該当しない。

（オ）法5条（行政文書の開示義務）に対する違法行為について

本審査請求を行った者は、本件に対する行政文書開示請求書（甲4号証）、1請求する行政文書の名称等に、平成28年特定月日A開催、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会で話し合われた、議題「精神保健指定医の行政処分等について」に関する内容として行政文書開示請求を行った。しかし、請求に含まれる議事録など明らかに存在する行政文書開示がなされていない。

法5条では、行政文書の開示義務を定めており、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない、と定められている。すなわち、全ての存在する行政文書について開示、不開示を決定し開示請求を行った者に対して情報を提供しなければならない。

しかし、厚生労働省は、部分開示された、平成28年特定月日A開催の医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会配布資料以外の内容について以外に、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会議事録など明らかに作成されている行政文書について開示の義務を履行しなかった。

法8条により、不開示情報の規定によって保護しようとしているプライバシー等の利益が損なわれる場合に、当該文書の存否自体を明確にしないで拒否できるとされているが、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会議事録などの行政文書は、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに該当しないため、開示請求に対して行政文書の存否自宅（原文ママ）を明らかにすることなく当該開示請求を拒否することは違法行為である。

したがって、当該の行政文書開示請求に関して厚生労働省が保管する行政文書について調査を実施し、当該する全ての行政文書の開示を早急に行い、違法行為の改善を行わなければならない。

#### ウ 結語

厚生労働省が行った当該行政文書に対して行った開示決定は法1条に述べられている、法の目的に反している。法は、政府の有するその諸活動を国民に説明する義務を全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公平で民主的な行政の推進に資することを目的とするのであり、厚生労働省は、平成28年特定月日A（特定曜日）に開催された「医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査会」の答申を踏まえ、対象となった精神保健指定医に対して行った行政処分について適切に情報公開を行い、法の目的を果

たさなければならない。

本件不開示部分は、上記のとおり指摘された法5条の内容に該当しない。

開示請求に対して行政文書の存否自体を明らかにすることなく当該開示請求を拒否した全ての行政文書は、調査の実施をおこない開示の実施を求める。

以上より、審査請求の趣旨どおりの決定をもとめる。

さらに、開示請求に対して行政文書の存否自体を明らかにすることなく当該開示請求を拒否したことは違法行為であるので、国家公務員の処分規定に応じて関係者の処分を求める。

## (2) 意見書1

審査請求人から平成29年9月22日付け（同月25日受付）で意見書及び資料が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## (3) 意見書2

審査請求人から平成30年10月23日付け（同月25日受付）で意見書及び資料が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 理由説明書

### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成29年1月19日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、以下の行政文書に係る開示請求を行った。

「平成28年特定月日A開催、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会（以下「部会」という。）で話し合われた、議題「精神保健指定医の行政処分等について」に関する内容」。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年5月15日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、別紙1の表「諮問に当たり開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示した上で、同表「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として法5条2号イを加え、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、本件審査請求に係る開示請求の対象文書として、部会に係る議事録（以下「議事録」という。）及び平成28年特定月日A付け精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第1

9条の2第2項の規定による精神保健指定医に対する指定の取消し又は職務の停止の処分及び同法第18条第1項の規定に基づく精神保健指定医の指定について（答申）（以下「答申書」という。）を新たに特定し、別紙2の表「不開示部分」欄に掲げる情報については、法5条1号、5号及び6号柱書に基づき不開示とすることが妥当である。

### （3）理由

#### ア 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「部会で話し合われた、議題「精神保健指定医の行政処分等について」に関する内容」に関して行われたものである。

処分庁は「部会配付資料」を本件対象文書として特定したところであるが、本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ、議事録及び答申書を新たに本件対象文書として特定することが妥当であるため、諮問にあたり、その一部を開示することとする。

#### イ 部会について

精神科医療においては、本人の意思によらない入院や、一定の行動制限を行うことがあるため、これらの業務を行う医師は、患者の人権に十分配慮した医療を行うに必要な知識を備えている必要がある。

このため、精神保健福祉法18条に基づき、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから、厚生労働大臣が「精神保健指定医」として指定し、これらの業務を行わせることとされている。

厚生労働大臣が精神保健指定医の指定及び指定の取消等の処分を行う際には、精神保健福祉法18条3項及び19条の2第3項に基づき、医道審議会の意見を聞く（諮問）こととされており、部会は、その諮問について審議を行うものである。

医道審議会令5条及び6条に基づき、部会は医道審議会医師分科会の所掌事務のうち「精神保健福祉法の規定により審議会の権限に属させられた事項」を処理することとされており、当部会の議決をもって審議会の議決とすることとしている。

#### ウ 不開示情報該当性について

##### （ア）法5条1号の不開示情報

原処分により不開示とした部分には、特定個人の氏名、生年月日、住所、指定年月日、処分に関する内容、診療録等が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハ

までのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性

原処分で不開示とした部分のうち、私立の医療機関の名称は、公にすると、いわゆる風評被害が発生する等による運営面への影響や当該施設に通院する患者の安全面の確保に支障が生ずる等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条5号該当性

原処分により不開示とした部分には、ケースレポートの評価表、申請者の評価表及び指導医の評価表、審議会委員の部会での発言等の情報が記録されている。

これらの情報の中には、各処分対象者に対する各審議会委員の個別判断が記録されており、これらの情報が公になると審議会委員やその家族に対して危害が及び、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある。

このように、当該情報は、国の機関の内部における審議における情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法5条6号柱書き該当性

原処分により不開示とした部分には、①行政処分に関する諮問の対象者の考え方、診療録における記載内容の具体例、諮問対象者等が作成したケースレポートに係る診療録における記載頻度、審議会委員の部会での発言等の情報及び②公立の医療機関の名称が記載されている。①の情報は、国の機関が行う精神保健指定医の指定の取消に関する審議情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、不正・不当な精神保健指定医申請が助長されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とした。また、②の情報は、これを公にすると、当該医療機関に対するいたずらや偽計、中傷等が懸念されるなど、当該医療機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当であると考える。

エ 審査請求人の主張には理由がないこと

(ア) 「第2の2(1)イ(イ)法5条1号に該当しないこと」について

審査請求人は、原処分において「(前略)診療録等については、

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当」（甲1号証）するとされたことに対して、「診療録とされた内容は、個人に関する情報ではなく、処分を受けた者が診療録に記載した回数などの情報であると考えられ、法5条1号（中略）に該当しない」と主張する。

しかしながら、部会において、「診療録とされた内容」は、まさに診療録そのものであり、個人に関する情報であるため、審査請求人の主張はその前提を欠くものである。

(イ) 審査請求書「第2の2(1)イ(ウ)法5条5号に該当しないこと」について

審査請求人は、高松高裁平成17・1・25判決判タ1241号184ページ（以下「高松高裁判決」という。）を理由として、「不開示とした部分はすでに決定され効力が発行した処分に関する情報であり、意思形成過程にない情報である」ことから、「法5条5号により公開が適当でないといわれる情報には該当しない」と主張するようである。しかしながら、審査請求人が引用する高松高裁判決（甲第3号証）18ページに「決裁等がされ、事案の処理が終了する前の段階のものであっても法の適用を受けることになるところ」「むしろ最終的な意思決定前の情報であっても、これを開示することが必要な場合も少なくないというべきである」とあることからわかるよう、同判決は「意思形成過程にない情報」が同号の対象となることを前提とした上で、「意思形成過程にある情報」も同号の対象となることを述べ、そして、同判決において「意思形成過程にある情報の公開」の可否が論点になっていたことから、「意思形成過程にある情報の公開」に当たっての同号の解釈について述べたものである。

したがって、同判決をもって「意思形成過程にない情報」は法5条5号に該当しないとする審査請求人の主張は失当である。

(ウ) 審査請求書「第2の2(1)イ(エ)法5条6号柱書きの不開示情報に該当しないこと」について

審査請求人は、原処分において、「配布資料の記載内容の一部については、国の機関が行う精神保健指定医の指定業務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する」（甲1号証）とされたことについて、国の機関が行う精神保健指定医の指定業務に関する情報は、同号イ、ロ、ハ、ニ、ホ

のいずれにも該当しないと主張する。しかしながら、そもそも、甲1号証において「法5条6号柱書きの不開示情報に該当する」とされていることからわかるよう、原処分として、当該配付資料の記載内容の一部が同号イ、ロ、ハ、ニ、ホのいずれかに該当するとは述べていない。原処分は、当該配付資料の記載内容の一部が、法5条6号柱書き中「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、「法5条6号柱書きの不開示情報に該当する」と述べたものであり、審査請求人の主張は、処分理由を誤って解釈するものである。

(エ) 小活

以上より、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象文書として、議事録及び答申書を追加し、その一部について開示するとともに、原処分で不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示理由として、法5条2号イを追加し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

先に諮問した平成29年（行情）諮問第331号に係る理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、本件審査請求に係る開示請求の対象文書として新たに特定したほか、原処分において不開示とした部分のうち、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の1（3）ウについて以下のとおり補充して説明すると共に別紙について、以下のとおり修正する。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり補充する。

ア 原処分で法5条1号及び5号の不開示情報とした部分について

別表1に記載した情報のうち、本件対象文書1の資料4及び追加資料1に係る申請者氏名の不開示部分は、精神保健指定医の取消処分対象者のうち、申請者の氏名である。これらの情報が開示された場合には、審議会委員がどの申請者を審査したかが判明することより、今後の同審議会での審査を躊躇してしまうこと、行政処分にかかる事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 原処分で法5条5号の不開示情報とした部分について

(ア) 別表1に記載した情報のうち、本件対象文書1の資料5及び資料6に係るIDの不開示部分は、申請者は自ら作成した不正な症例に

ついて、それぞれ付したIDであり、指導医は自らが指導した不正な症例について付したIDである。これらの情報が開示された場合には、審議会委員がどの症例を審査したかが判明することより、今後の同審議会での審査を躊躇してしまうことで、行政処分にかかる事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表1に記載した情報のうち、本件対象文書1の追加資料2に係る審査結果の不開示部分は、申請者が症例に十分な関わりがあったかについて、指導医が申請者に対して適切に指導を行ったかについて、審議会の委員が審査した結果が掲載されている。これらの情報が開示された場合には、審議会委員がどの症例を審査したかが判明することより、今後の同審議会での審査をちゅうちょしてしまうことで、行政処分にかかる事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 原処分で法5条6号の不開示情報とした部分について

別表1に記載した情報のうち、本件対象文書1の資料1の(参考)、資料3-1及び資料3-2の不開示部分はそれぞれ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

エ その他

ケースレポート一覧(資料3-1)の不開示部分は、申請者氏名、指導医氏名、医療機関名である。これらの情報を開示した場合には、原処分において当該文書、資料4及び追加資料1のIDが既に開示されていることから、これらと照合すると、審議会委員が各処分者のどの症例を審査したかが特定可能になる。

これにより審議会委員が、今後の同審議会での審査をちゅうちょしてしまうことで、行政処分にかかる事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、諮問に当たり新たに開示せず、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別紙の修正等について

理由説明書別紙の該当部分を別紙のとおり追加・修正する。

(別表1及び別表2に反映)

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年9月25日 審査請求人から意見書1及び資料を収受
- ⑤ 平成30年4月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月9日 審議
- ⑦ 同年10月9日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑧ 同月25日 審査請求人から意見書2及び資料を収受
- ⑨ 同年11月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示及び平成28年特定月日開催の部会の配布資料以外の文書の開示を求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、新たに本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示するとともに、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示し、その余の部分については、同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして、なお不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(1))において、以下のとおり説明する。

本件審査請求に係る開示請求は、「部会で話し合われた、議題「精神保健指定医の行政処分等について」に関する内容」に関して行われたものである。

処分庁は「部会配付資料」を本件対象文書として特定したところであるが、本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ、議事録及び答申書を新たに本件対象文書として特定することが妥当であるため、諮問に当たり、その一部を開示することとする。

(2) さらに、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有

無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、議事概要は作成しておらず、対象となる文書は、その外には無いとのことであった。

- (3) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書3に対応する諮問書の写しが原処分において既に特定されていること及び上記(1)及び(2)の説明を踏まえると、本件対象文書の外に開示請求の対象となる文書を保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、本件対象文書以外の文書の存在をうかがわせる事情も認められない。
- (4) したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定すべきとしていることは妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 本件対象文書1の不開示部分について

##### ア 別表1の7欄に掲げる部分について

(ア) 通番2は、資料1の「行政処分に関する諮問の対象者の考え方について」の中欄の「診療録における記載頻度」及び右欄の「評価」の記載内容である。

当該部分は、平成28年特定月日付けで厚生労働省社会・援護局保健福祉部特定課がプレスリリースした資料（以下「公表資料」という。）に記載されている情報と同様の内容であり、これらを公にしても、行政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番7は、資料3-1の表の「診断又は治療に関する記載回数」、「入院期間（週）」、「診断又は治療に関する記載頻度（回／週）」、「特記事項」、「病院からの意見」、「主治医等の人数」及び「申請者が主治医等に位置づけられているか」の各欄の記載内容であり、通番11は、資料3-2の表の「診断又は治療に関する記載回数」、「入院期間（週）」、「診断又は治療に関する記載頻度（回／週）」、「特記事項」、「病院からの意見」、「主治医等の人数」及び「申請者が主治医等に位置づけられているか」の各欄の記載内容のうち、諮問庁がその氏名をなお不開示とすべきとしている申請者に係るものである。

資料3-1の表及び資料3-2の表は、審査グループ別に付されたID番号（以下「ID」という。）ごとに、「診療録番号」、

「申請者氏名」，「指導医氏名」，「当該症例を実務経験した医療機関名」，「診断又は治療に関する記載回数」，「入院期間（週）」，「診断又は治療に関する記載頻度（回／週）」，「特記事項」，「病院からの意見」，「主治医等の人数」及び「申請者が主治医等に位置づけられているか」が記載されており，IDごとに，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，また，IDは，公表資料に記載されておらず，資料3-1の表及び資料3-2の表に記載されている内容が，どの申請者に該当するものであるか明らかにされていないことから，同号ただし書イに該当する事情は認められず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，下記イ（ア）b及び（ウ）bにおいて，「申請者氏名」欄を不開示とすることが妥当であるとしていることから，これらを公にしても，個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず，また，同様の理由により，これを公にしても，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず，行政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号，5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

（ウ）通番15は，資料4の表の「主治医等の位置づけ」欄及び「参考資料2（診療録抜粋の該当ページ）」欄の記載内容であり，通番28は，追加資料1の表の「主治医等の位置づけ」欄及び「参考資料2（診療録抜粋の該当ページ）」欄の記載内容である。

資料4及び追加資料1において，審査委員の氏名は原処分において開示されているものの，資料4の表及び追加資料1の表の「申請者氏名」欄並びに参考資料2の申請者の診療録抜粋は，それぞれ下記イ（エ）d及び（ア）aにおいて不開示とすることが妥当であるとしていることから，各審査委員が，どの申請者のどの症例を審査したかを特定することはできず，これを公にしても，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず，また，行政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

（エ）通番17及び通番30は，資料4の表及び追加資料1の表の「症例番号」欄の記載内容であり，資料4及び追加資料1の中の審査委

員の氏名は、原処分において開示されているものの、資料4の表及び追加資料1の表の「診療録番号」及び「申請者氏名」の各欄は、それぞれ下記イ（カ）a及びb並びにイ（エ）dにおいて不開示とすることが妥当であるとしていることから、各審査委員が、どの申請者のどの症例を審査したかを特定することはできず、これを公にしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

（オ）通番23は、参考資料1の「聴聞報告書」のうち、「意見」及び「理由」の各欄の記載内容である。

聴聞報告書は、被聴取者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、当該部分は、公表資料に記載されている情報及び原処分で既に開示されている情報と同様の内容であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、同様の理由により、当該部分を公にしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、行政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

（ア）法5条1号該当性について

a 通番27は、各申請者の申請書に添付された診療録であって、患者氏名等をマスキングして部会で配布されたものである。

診療録は、患者に関し、通常、人に知られたくない私的な情報であるため、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 通番6は、精神保健指定医の新規申請中の者の申請年月日、氏名、性別、生年月日、住所及び勤務先名称であり、通番12、通番18及び通番31は、指定医辞退者、死亡した者及び申請中の者の氏名並びに申請者の旧姓を含む氏名であり、通番22

は、指定医辞退者及び申請中の者の氏名並びに申請者の旧姓を含む氏名であり、通番14、通番20及び通番32は、指定医辞退者及び死亡した者の氏名並びに申請者の旧姓を含む氏名であり、それぞれ、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条1号及び2号イ該当性について

通番1は、精神保健指定医の資格申請中の者の氏名及び所属、指定医辞退者の氏名並びに死亡した医師の氏名であり、上記(ア) bと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条1号及び6号柱書き該当性について

a 通番4及び通番5は、特定病院における不正申請について診療録番号ごとに整理した表であり、申請者氏名ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、公表資料に記載されておらず、また、その他に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、諮問庁が、諮問に当たり、申請者氏名及び指導医氏名を新たに開示するとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番8は、申請者氏名であり、通番10は、指導医氏名である。

資料3-1の表のIDが原処分において開示されていることから、当該部分と、同様に原処分において開示されている資料4の表のID及び資料4の審査委員の氏名とを照合すると、各審査委員がどの申請者のどの症例を審査したかを特定することができる。

そうすると、審査委員が、申請者やその関係者等からの批判等をおそれ、今後の審査をちゅうちょしてし、精神保健指定医の行

政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの  
諮問庁の説明（上記第3の2（1）エ）は否定し難いと認められ  
る。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1  
号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（エ）法5条1号，5号及び6号柱書き該当性について

- a 通番7のうち，資料3－1の表の診療録番号は，上記ア（イ）  
のとおり，IDごとに申請者氏名と一体として法5条1号本文前  
段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別する  
ことができる情報に該当し，同号ただし書きイないしハに該当する  
事情は認められない。

さらに，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，  
原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり  
新たに開示することとしている情報と組み合わせると，関係者  
等一定範囲の者には，当該個人を特定する手掛かりとなり得る  
ことから，個人の権利利益を害するおそれがないとは認められ  
ず，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条5号及び  
6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが  
妥当である。

- b 通番11は，資料3－2の表の「ID」及び「診療録番号」並  
びに諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている申請者  
氏名に係る「診断又は治療に関する記載回数」，「入院期間  
（週）」，「診断又は治療に関する記載頻度（回／週）」，「特  
記事項」，「病院からの意見」，「主治医等の人数」及び「申請  
者が主治医等に位置づけられているか」の各欄の記載であり，上  
記（ウ）aと同様の理由により，法5条1号に該当し，同条5号  
及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすること  
が妥当である。
- c 通番23は，「聴聞報告書」の「不利益処分の原因となる事実  
に対する当事者等の主張」欄の記載であり，通番24は，「聴聞  
調書」の「聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの  
者の代理人若しくは補佐人並びに参考人の氏名及び住所」，「聴  
聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当  
事者等のうち当事者及びその代理人については，出頭しなかった  
ことについての正当な理由の有無」，「提出された資料の標目」  
及び「その他参考となるべき事項」の各欄の記載であり，通番2  
5は，「聴聞通知書」の通知先の氏名及び処分の原因となる事実

の記載であり、通番26は、「聴聞議事録」のうち、聴取対象者の発言及びそれに関するやり取りの内容であり、被聴取者ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、公表資料に記載されておらず、また、その他に公表慣行があると認めべき事情も見当たらないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、まず、氏名及び住所は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分は、関係者等一定範囲の者には、当該個人を特定する手掛かりとなり得ることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 通番7のうち、「病院からの意見」欄は、同欄に記載された申請者及び指導医の姓であり、通番16は、資料4の表の「申請者氏名」欄であり、通番29は、追加資料1の表の「申請者氏名」欄であり、資料4及び追加資料1の審査委員の氏名が原処分において既に開示されていることから、上記(ウ) bと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書き該当性について

通番9は、申請者が実務経験した医療機関名であり、通番13は、指定医辞退者、死亡した者及び申請中の者が実務経験した医療機関名であり、上記ア(イ)と同様の理由により、IDごとに申請者等氏名と一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と組み合わせると、関係者等一定範囲の者には、当該個人を特定する手掛かりとなり得ることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、5

号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 法5条5号及び6号柱書き該当性について

a 通番15は、診療録番号であり、上記(ウ) bと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番19及び通番21はIDであり、通番28は、診療録番号、「①診断又は治療に十分な関わりがあった」、「②診断又は治療に十分な関わりがあったとはいえない」及び「特記事項」の各欄の記載内容並びに審査委員が、審査に当たり欄外に記載した内容であり、通番33は審査結果であり、資料4のIDが原処分において開示されていることから、上記(ウ) bと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 法5条6号柱書き該当性について

通番2は、「行政処分に関する対象者の考え方について」のうち、「診療録における記載内容」であり、通番3は、「診療録における記載内容の具体例」であり、これらを公にすると、精神保健指定医資格に関する行政処分の着眼点や対応方針が明らかとなり、当該申請者や指導医が、処分を受ける前に対策を講じるなど、精神保健指定医の処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2の不開示部分について

ア 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

(ア) 医道審議会の議事録の公開について定めた規定等はない。

(イ) 不開示とすべき部分は、審議会委員の部会での発言等である。

これらの情報の中には、各処分対象者に対する各審議会委員の個別判断が記録されており、これらの情報が公になると審議会委員やその家族に対して危害が及び、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

このように、当該情報は、国の機関の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) また、不開示とすべき部分は、①行政処分に関する諮問対象者の

考え方、診療録における記載内容の具体例、諮問対象者等が作成したケースレポートに係る診療録における記載頻度、審議会委員の部会での発言等及び②公立の医療機関の名称である。

①は、国の機関が行う精神保健指定医の指定の取消に関する審議情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、不正・不当な精神保健指定医申請が助長されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

②は、これを公にすると、当該医療機関に対するいたずらや偽計、中傷等が懸念されるなど、当該医療機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 以上を踏まえ、検討する。

(ア) 別表2の6欄に掲げる部分について

a 128頁最終行、129頁5行目ないし13行目、17行目1文字目ないし13文字目及び31行目、133頁34行目7文字目ないし134頁1行目、134頁3行目ないし8行目及び35行目6文字目ないし最終文字、143頁18行目ないし22行目、28行目及び29行目6文字目ないし17文字目、144頁25行目ないし27行目、145頁2行目ないし9行目並びに158頁18行目26文字目ないし19行目5文字目及び19行目9文字目ないし24行目について

当該部分は、議事進行に関することや原処分において既に開示されている資料の説明にすぎず、これらを公にしても、医師等に対する行政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、部会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号及び6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

b 167頁15行目ないし18行目及び34行目ないし最終行並びに168頁1行目ないし8行目について

当該部分は、マスメディアへの対応に関する一般的な発言であり、上記aと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(イ) その他の部分について

当該部分は、委員の発言内容及び事務局からの説明内容である。委員の発言内容については、医師等への具体的な行政処分という

機微に係る事柄について率直な意見を述べたものであるが、諮問庁は本件対象文書2に記載された委員名を開示するとしていることから、当該部分を公にすると、誰が、どのような発言をしたかが知られることとなり、被処分者及びその関係者等からの批判等をおそれ、今後の審査をちゅうちょし、医師等に対する行政処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、事務局からの説明内容については、これらを公にすると、精神保健指定医資格に関する行政処分の着眼点や対応方針が明らかとなり、当該申請者や指導医が、処分を受ける前に対策を講じるなど、精神保健指定医の処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (3) 本件対象文書3の不開示部分について

当該部分は、精神保健指定医の新規申請中の者の申請年月日、氏名、性別、生年月日、住所、勤務先名称及び審査結果であり、上記(1)イ(ア) bと同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 付言

諮問庁が諮問に当たり提出した理由説明書及び補充理由説明書の別表における不開示部分の示し方について、諮問庁は、不開示部分の一部の情報が明らかになる形で示しており、結果として、不開示部分の一部を開示することと等しいことを行っているため、今後、このようなことのないよう適切に対応することが強く望まれる。

### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定すべきとしていることは妥当であり、諮問庁が同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1の7欄及び別表2の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2

号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表1の7欄及び別表2の6欄に掲げる部分は、同条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表1 本件対象文書1のうち、原処分で全部又は一部不開示とした文書

1 対 象 文 書 名	2 頁	3 通 番	不開示部分				7 開 示 す べ き 部 分		
			4 諮問に当 たり開示す る部分	5 不開示を維 持する部分	6 法5条				
					1 号	2 号イ		5 号	6 号 柱 書 き
資 料 1 精 神 保 健 指 定 医 に 係 る 調 査 結 果 に つ い て	8	1	右記以外に係 る部分	「精神保健指定 医に係る調査及 び諮問について (詳細)」のう ち特定個人の氏 名, 私立の医療 機関の名称	○	○			なし
	9	2	なし	行政処分に関す る諮問の対象者 の考え方につい て				○	「診療録 における 記載頻 度」欄及 び「評 価」欄の 記載内容
	1 0	3	なし	診療録における 記載内容の具体 例				○	なし
	1 1	4	「(参考)特定 病院における 不正申請につ いて①」のう ち申請者氏 名, 指導医氏 名	「(参考)特定病 院における不正 申請について ①」のうち診断 又は治療に関 する記載回数, 入 院期間(週), 診 断又は治療に関 する記載頻度 (回/週), 特記 事項, 主治医等 の人数, 申請者	○			○	なし

				が主治医等に位置づけられているか					
	1 2	5	「(参考)特定病院における不正申請について②」のうち申請者氏名, 指導医氏名	「(参考)特定病院における不正申請について②」のうち診断又は治療に関する記載回数, 入院期間(週), 診断又は治療に関する記載頻度(回/週), 特記事項, 主治医等の人数, 申請者が主治医等に位置づけられているか	○			○	なし
資料 2 諮問書の写し	2 1	6	1. 過去に精神保健指定医として指定された者(49名)に係る対象者氏名, 指定医の証の番号, 指定年月日 2. 1の者の指導医としてケースレポートの指導及び証明を行った者(40名)に係る対象者氏名, 指定医の証の番号, 指定年月日	3. 精神保健指定医の新規申請中の者(5名)	○				なし
資料	2	7	なし	診療録番号, 診	○		○	○	診断又は

3-1 ケースレポート一覧（審査グループ別に整理したもの）	3及び24			断又は治療に関する記載回数，入院期間（週），診断又は治療に関する記載頻度（回／週），特記事項，病院からの意見，主治医等の人数及び申請者が主治医等に位置づけられているか					治療に関する記載回数，入院期間（週），診断又は治療に関する記載頻度（回／週），特記事項，病院からの意見（申請者及び指導医の姓を除く。），主治医等の人数及び申請者が主治医等に位置づけられているか
		8		申請者氏名	○			○	なし
		9		医療機関名	○	○	○	○	なし
		10		指導医氏名	○			○	なし
資料3-2 ケースレポート一覧（記	26及び27	11	なし	ID，診療録番号，診断又は治療に関する記載回数，入院期間（週），診断又は治療に関する記載頻度（回／週），特記事項，病院からの	○		○	○	申請者氏名を不開示としているIDに係る下記項目 診断又は治療に関する記載

載 頻 度 順 に 整 理 し た も の)			意見，主治医等の 人数及び申請 者が主治医等に 位置づけられて いるか					回数，入 院 期 間 (週)，診 断又は治 療に關す る記載頻 度(回／ 週)，特記 事項，病 院からの 意見，主 治医等の 人数及び 申請者が 主治医等 に位置づ けられて いるか
	1 2	右記以外の申 請者氏名	26頁の表の3 行目，4行目， 20行目ないし 23行目，27 行目ないし32 行目及び34行 目並びに27頁 の表の15行 目，23行目， 29行目及び4 3行目並びに括 弧書きの申請者 氏名	○				なし
	1 3	右記以外の医 療機関名	26頁の表の3 行目，4行目， 20行目ないし 23行目，27 行目ないし32 行目及び34行	○	○	○	○	なし

				目並びに27頁の表の15行目, 23行目, 29行目及び43行目の医療機関名					
		14	右記以外の指導医氏名	27頁の表の8行目ないし10行目, 26行目及び46行目並びに26頁及び27頁の括弧書きとなっている指導医氏名	○				なし
資料4 ケース レポート の評価 表	29 ない し 47	15	IDがC41ないしC47の診療録番号 ①診断又は治療に十分な関わりがあった, ②診断又は治療に十分な関わりがあったとはいえない, 特記事項	左記以外の診療録番号, 主治医等の位置づけ及び参考資料2 (診療録抜粋の該当ページ)			○	○	主治医等の位置づけ及び参考資料2 (診療録抜粋の該当ページ)
		16		申請者氏名	○		○	○	なし
		17		症例番号				○	
資料5 申請者の 評価 表	49 ない し 51	18	右記以外の申請者番号に係る申請者名及び括弧書きとなっている申請者氏名以外の情報	以下の申請者番号に係る申請者氏名 104, 105, 118, 121, 124, 130, 13	○				なし

				1, 132, 134及び152並びに括弧書きとなっている申請者氏名						
		19		ID			○	○	なし	
資料6 指導医の評価表	53 ないし55	20	右記以外の指導医番号に係る指導医名及び括弧書きとなっている指導医氏名以外の情報	以下の指導医番号に係る指導医名 229, 238及び241並びに括弧書きとなっている指導医氏名	○				なし	
		21		ID			○	○	なし	
参考資料1 (聴聞通知書, 聴聞報告書, 聴聞調書, 聴聞事録等)	57及び58	22	【目次】 右記以外の申請者番号に係る氏名及び括弧書きとなっている氏名以外の情報	【目次】 以下の申請者番号に係る氏名 105, 118, 121, 124, 130, 131, 132, 134, 152, 238及び241並びに括弧書きとなっている氏名	○				なし	
		59	23	【聴聞報告書】 主宰者の印影	【聴聞報告書】 意見, 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張, 理由	○		○	○	意見及び理由
		60	24	【聴聞調書】 主宰者の印影	【聴聞調書】 聴聞の期日に出	○		○	○	なし

	及び 6 1			頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人並びに参考人の氏名及び住所，聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人については，出頭しなかったことについての正当な理由の有無，提出された資料の標目，その他参考となるべき事項					
	6 2 及び 6 3	2 5		【聴聞通知書】 通知先の氏名， 処分の原因となる事実	○		○	○	なし
	6 4 及び 6 5	2 6		【聴聞議事録】 全部分	○		○	○	なし
参 考 資 料 2 申 請	6 6 及び	2 7	なし	全部分	○				なし

者の療抜 者診録粹	追加提出分 (頁省略)								
追加資料 1 個別審査書の結果とまとめ (資料4に記された審査結果とまとめのもの)	9 8 ないし 1 1 6	2 8	以下のIDに係る診療録番号 C41ないし C47	左記以外のIDに係る診療録番号, ①診断又は治療に十分な関わりがあった, ②診断又は治療に十分な関わりがあったとはいえない, 特記事項, 主治医等の位置づけ, 参考資料2(診療録抜粋の該当ページ), 委員が欄外に記載した内容			○	○	主治医等の位置づけ及び参考資料2(診療録抜粋の該当ページ)
		2 9		申請者氏名	○		○	○	なし
		3 0		症例番号			○		全て
追加資料 2 ケー	1 1 8 な	3 1	右記以外の申請者番号に係る申請者名及び括弧書きと	申請者番号104, 105, 118, 121, 124, 13	○				なし

ス レ ポ ー ト の 審 査 結 果 の 整 理 (申 請 者 と 指 導 医 別 審 査 結 果 の り と ま め)	い し 1 2 3		なっている氏 名以外の情報	0, 1 3 1, 1 3 2, 1 3 4 及 び1 5 2 並びに 括弧書きの申請 者氏名					
		3 2	右記以外の指 導医番号に係 る指導医名及 び括弧書きと なっている氏 名以外の情報	指導医番号 2 2 9, 2 3 8 及び 2 4 1 並びに括 弧書きの指導医 氏名	○				なし
		3 3		審査結果			○	○	なし

※ 頁は当審査会において付した。

別表2 本件対象文書2及び本件対象文書3

1 対象 文書 名	不開示部分					6 開示す べき部分	
	2 頁	3 該当行	4 該当 部分	5 法 5 条			
				1 号	5 号		6 号 柱
本件 対 象 文 書 2  医 道 審 議 会 医 師 分 科 会 精 神 保 健 指 定 医 資 格 審 査 部	1 2 8	3 0行目ないし最終行	全て		○	○	最終行
	1 2 9	1行目ないし21行目及び27行目ないし31行目	発言部分		○	○	5行目ないし13行目, 17行目1文字目ないし13文字目及び31行目
	1 3 1	14行目ないし19行目及び21行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
	1 3 2	2行目ないし9行目及び13行目ないし20行目	発言部分		○	○	なし
	1 3 3	34行目ないし36行目	発言部分		○	○	全て
	1 3 4	1行目ないし8行目, 14行目ないし30行目, 35行目及び36行目	発言部分		○	○	1行目, 3行目ないし8行目及び35行目6文字目ないし最終文字
	1 3 5	1行目ないし6行目, 9行目ないし27行目及び29行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
	1 3	1行目ないし22行目, 24行目ないし28行目	発言部分		○	○	なし

会議 事 録	6	及び30行目ないし34行目					
	1 3 7	3行目ないし9行目, 12行目ないし17行目及び20行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
	1 3 8	1行目ないし10行目, 13行目ないし23行目及び29行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
	1 3 9	全て	発言部分		○	○	なし
	1 4 0	全て	発言部分		○	○	なし
	1 4 1	1行目ないし10行目, 12行目ないし23行目, 28行目ないし30行目及び32行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
	1 4 2	1行目ないし15行目及び17行目ないし34行目	発言部分		○	○	なし
	1 4 3	2行目ないし9行目及び14行目ないし36行目	発言部分		○	○	18行目ないし22行目, 28行目及び29行目6文字目ないし17文字目
	1 4 4	1行目ないし3行目, 5行目ないし8行目及び10行目ないし36行目	発言部分		○	○	25行目ないし27行目
	1 4 5	2行目ないし34行目	発言部分		○	○	2行目ないし9行目

1 4 6	1行目ないし23行目及び26行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 4 7	1行目, 2行目及び4行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 4 8	1行目ないし15行目, 18行目ないし34行目及び36行目	発言部分		○	○	なし
1 4 9	1行目ないし6行目及び9行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 5 0	全て	発言部分		○	○	なし
1 5 1	1行目ないし6行目, 8行目ないし18行目, 22行目ないし31行目及び33行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 5 2	1行目ないし18行目及び21行目ないし35行目	発言部分		○	○	なし
1 5 3	1行目ないし3行目, 5行目ないし13行目及び15行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 5 4	1行目ないし10行目及び12行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 5 5	1行目ないし34行目	発言部分		○	○	なし
1 5 6	1行目ないし30行目及び34行目ないし36行目	発言部分		○	○	なし
1 5	1行目ないし20行目, 23行目ないし30行目	発言部分		○	○	なし

7	及び33行目ないし36行目					
158	1行目ないし9行目及び18行目26文字目ないし24行目	発言部分		○	○	18行目26文字目ないし19行目5文字目, 19行目9文字目ないし24行目
160	4行目ないし16行目及び22行目ないし33行目	発言部分		○	○	なし
161	2行目ないし36行目	発言部分			○	なし
162	全て	発言部分			○	なし
163	1行目及び3行目ないし36行目	発言部分			○	なし
164	1行目ないし18行目, 20行目ないし26行目及び28行目ないし34行目	発言部分			○	なし
165	1行目ないし9行目, 11行目ないし21行目及び24行目ないし36行目	発言部分			○	なし
166	2行目ないし36行目	発言部分			○	なし
167	1行目ないし13行目, 15行目ないし18行目及び23行目ないし36行目	発言部分			○	15行目ないし18行目, 34行目ないし最

							終行
	1 6 8	1行目ないし8行目	発言部分			○	全て
本 件 対 象 文 書 3  答 申 書	1 7 4	右記以外	表のうち、県・市、申請年月日、申請者氏名、性別、生年月日（元号）、生年月日（年、月、日）、住所、勤務先名称、審査結果	○			なし

※ 頁は当審査会において付した。